

立川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 6 月 5 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（平成 29 年政令第 95 号）の施行による。

立川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

立川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成27年立川市条例第1号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後					改正前				
別表（第3条関係） 1 教育標準時間認定を受けた子どもに係る利用者負担額					別表（第3条関係） 1 教育標準時間認定を受けた子どもに係る利用者負担額				
各月初日の教育を受ける子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担月額		各月初日の教育を受ける子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担月額	
階層	定義		第1子	第2子	階層	定義		第1子	第2子
略	……略……		…略…	…略…	略	……略……		…略…	…略…
B	A階層を除く当該年度分（4月から8月までの月分の利用者負担額については前年度分。以下同じ。）市区町村民税が非課税となる世帯、市区町村民税の所得割が非課税となる世帯又は子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第1項第4号に掲げる養育里親等の世帯（養	……略…… ひとり親世帯等以外の世帯	3,000円	<u>0円</u>	B	A階層を除く当該年度分（4月から8月までの月分の利用者負担額については前年度分。以下同じ。）市区町村民税が非課税となる世帯、市区町村民税の所得割が非課税となる世帯又は子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第1項第4号に掲げる養育里親等の世帯（養	……略…… ひとり親世帯等以外の世帯	3,000円	<u>1,500円</u>

	育里親等の世帯については、特別利用教育を受ける場合を除く。)										
C	A階層を除く当該年度分市区町村民税課税世帯であって、次の区分に該当する世帯	当該年度分市区町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	ひとり親世帯等	3,000円	0円	C	A階層を除く当該年度分市区町村民税課税世帯であって、次の区分に該当する世帯	当該年度分市区町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	ひとり親世帯等	7,550円	0円
略		ひとり親世帯等以外の世帯		14,100円	7,050円	略		ひとり親世帯等以外の世帯		16,100円	8,050円
		……略……		…略…	…略…			……略……		…略…	…略…
	2及び3 備考	……略……					2及び3 備考	……略……			
	1～6	……略……					1～6	……略……			
	7 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育等（保育に限る。以下この項において同じ。）のあった月においてひとり親世帯等に該当する場合の支給認定保護者に係る支給認定子どもが受けた特定教育・保育等に関する利用者負担月額、当該特定教育・保育等に係る年度分の市区町村民税の所得割課税額が77,101円未満であるときは、前3項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。						7 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育等（保育に限る。以下この項において同じ。）のあった月においてひとり親世帯等に該当し、かつ、特定被監護者等が2人以上いる場合の支給認定保護者に係る支給認定子どもが受けた特定教育・保育等に関する利用者負担額は、当該特定教育・保育等に係る年度分の市区町村民税の所得割課税額が77,101円未満であるときは、前3項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。				

(1)及び(2)

……略……

(1)及び(2)

……略……

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に定める日から適用する。

(1) 別表備考の改正規定 平成28年4月1日

(2) 別表（備考を除く。）の改正規定 平成29年4月1日

2 この条例による改正後の立川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の規定は、平成29年4月分からの利用者負担額について適用し、同年3月分までの利用者負担額については、なお従前の例による。